

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

2024 年 7 月号 (Vol.8)

森・濱田松本法律事務所 環境法プラクティスグループ

令和 6 年版環境白書の公表

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 第六次環境基本計画が目指すもの	弁護士 川端 健太 TEL. 03 6266 8743 kenta.kawabata@mhm-global.com
III. 自然再興・炭素中立・循環経済の統合に向けて	弁護士 島田 真志 TEL. 03 6212 8382 masayuki.shimada@mhm-global.com
IV. 持続可能な地域と暮らしの実現	弁護士 時田 龍太郎 TEL. 03 5220 1937 ryutaro.tokita@mhm-global.com
V. 東日本大震災・原発事故からの復興と環境再生の取組	
VI. おわりに	

I. はじめに

環境省は、令和 6 年 6 月 7 日、令和 6 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書¹を公表しました。環境白書は環境基本法 12 条、循環型社会白書は循環型社会形成推進法 14 条、生物多様性白書は生物多様性基本法 10 条に基づき作成され、国会へ年次報告書として提出されます。環境白書は、最新の環境問題の全体像を示すものであり、環境に対する企業責任やビジネスリスクを把握する観点で、企業活動にとっても有益かつ重要な内容となっていますので、昨年²に引き続き概説します。

環境白書のうち、前年度の状況についての報告は、第 1 部（総合的な施策等に関する報告）及び第 2 部（各分野の施策等に関する報告）から構成されており、本号では、第 1 部の内容を紹介します。

II. 第六次環境基本計画が目指すもの

第 1 部第 1 章では、現在の環境の危機的状況及び経済社会の構造的な課題について触れたうえで、2024 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画³の内容が紹介されています。環境基本計画は、政府全体の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で環境・経済・社会の統合的向上等環境政策が全体として目指すべき大きなビジョンを示すとともに、今後 5 年間程度を見据えた施策の方向性を示すことを主な役割とす

¹ <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r06/pdf/full.pdf>

² 令和 5 年版環境白書については、[ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2023 年 9 月号 \(Vol.1\)](#) 及び [ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2023 年 10 月号 \(Vol.2\)](#) で取り上げておりますので、こちらもご覧ください。

³ 第六次環境基本計画については、[ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2024 年 6 月号 \(Vol.6\)](#) で取り上げておりますので、こちらもご覧ください。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

るものです。

1. 直面する環境の危機とわが国における経済社会の構造的な課題

2023 年の世界の平均気温は、産業革命前（1850-1900 年の平均気温）より 1.45℃（±0.12℃）上昇し、観測史上最高となりました。世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970 年以降、過去 2,000 年間のどの 50 年間よりも気温上昇は加速しています。世界の平均気温の上昇は、わが国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されており、気象庁の報告⁴等によれば 2023 年も世界各地で様々な気象災害が見られました。まさに人類は深刻な環境危機に直面しているとされています。

生物多様性については、従前より過去 50 年間の地球上の種の絶滅は、過去 1,000 万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速すると指摘されていましたが、2023 年 12 月に国際自然保護連合（IUCN）が公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト「レッドリスト」の最新版では、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1 年前から比較して約 2,000 種増加し、44,016 種に及ぶという結果が示されていることが紹介されています。

そのほか、プラスチックを含む海洋ごみに関する問題、人口の増加・水質汚染・気候変動の影響等による世界的な水不足、水質汚染の問題、人間活動が環境収容力の限界を超えていること等、自然環境に関する問題の現状が紹介されています。

経済、社会の状況については、世界の人口が拡大する状況下でのわが国の高齢化や人口減少、欧州と比較すると多いわが国の労働者一人当たりの年間実労働時間、男女賃金差や若年の貧困問題、他国と比較して成長が緩やかなものにとどまっている実質 GDP、労働生産性、炭素生産性といった指標等が紹介されています。

2. 第六次環境基本計画が目指すもの

（1）「ウェルビーイング／高い生活の質」と「新たな成長」

第六次環境基本計画の一番の特徴は、環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応し、現下の環境危機を克服すべく、環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に改善していくため、目指すべき最上位の目的として、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を位置付け、市場価値と非市場価値の双方を引き上げていくような「新たな成長」を実現するとしていること⁵です。

上述のような「新たな成長」を実現するための重要な視点として、ストック重視、長期的視点、国民の本質的ニーズの重視、無形資産重視、コミュニティ重視、自立・

⁴ https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/2023/pdf/ccmr2023_all.pdf

⁵ <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r06/gaiyou.pdf>

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

分散型の6点があげられています。

(2)「自然資本の維持・回復・充実」

「ウェルビーイング／高い生活の質」や「新たな成長」の実現にあたっては、森林、土壌、水、大気、生物資源等、自然によって形成される「自然資本」の維持・回復・充実が鍵となり、そのためにはそれに寄与するような有形・無形の資本（人工資本、人的資本等）やシステムについて、長期的な視点に立ち、あるべき状態・ありたい状態に向け拡充・整備していくことが必要であるとされています。また、「自然資本」や「自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム」と「ウェルビーイング／高い生活の質」は、お互いにポジティブな影響を与えながら、共に進化をしていく、いわば「共進化」ともいえる関係となることが望ましいとされています。

「自然資本」の例としてはZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）⁶・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）⁷が、「自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム」の例としてはカーボンプライシング等市場メカニズムを活用したシステム、省エネや排出削減のための制度、国土・都市構造や土地利用に関する制度等が紹介されています。

以上のような考え方により、これまで市場において必ずしも評価されていなかった「環境価値」が、市場において評価され、環境価値の高い製品・サービスが消費者に選択されるようになり、そうした製品・サービスの高付加価値化を通じ、経済成長につながることも期待され（非市場的価値の内部化）、企業においても、環境投資を行い、環境価値を有するに至った製品・サービスが、消費者により市場において評価されることで、自然資本改善のためのサイクルに持続的に取り組むことが可能になるとしています。

第六次環境基本計画を受けて、「自然資本」の回復・維持・充実につながる行動の要請がより強まることが考えられますので、事業者の皆様におかれましては、今後の法改正や諸施策につき注視いただくとともに、自発的な取組の強化につきご検討いただければと思います。

Ⅲ. 自然再興・炭素中立・循環経済の統合に向けて

第1部第2章では、自然再興・炭素中立・循環経済の各分野における取組についてそれぞれ紹介しつつ、重要視されはじめた3つの分野間の相互連携の視点も示されています。内容は多岐にわたりますが、昨年度版からアップデートのある個所に限ってご紹介します。

⁶ <https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>

⁷ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

1. 国際的な動向

2024 年 4 月の G7 トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的な危機に対処するために、必要な取組間のシナジーの推進が重要であることを確認しました。新興国を含む G20 でも、2023 年 9 月の G20 ニューデリー・サミットにおいて、環境・気候問題への統合的な対応へのコミットや、パリ協定及びその気温目標の完全かつ効果的な実施の強化等を確認しました。

2. 自然再興（ネイチャーポジティブ）

「ネイチャーポジティブ：自然再興」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた 2030 年ミッションとして掲げられています⁸。ネイチャーポジティブに関する施策等については、以下のアップデートがありました。

気候変動分野での TCFD（Task Force on Climate-Related Financial Disclosures；気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく開示の進展と並行して、自然分野に関しても、民主導で TNFD（Taskforce on Nature-Related Financial Disclosures；自然関連財務情報開示タスクフォース）が立ち上がり、2023 年 9 月には「提言」を含む自然関連財務情報の開示に関する一連の枠組みが示されました⁹。また、気候変動分野での SBT（Science Based Targets）の動きに対し、その自然版である Science Based Targets（SBTs）for Nature の基準策定が進んでいます。

TNFD のフレームワークも、TCFD のフレームワーク同様、国際的に強制力のある開示基準になる可能性は十分ありうるため、事業者の皆様におかれましては、今後の動向につき注視いただければと思います。

3. 炭素中立（ネット・ゼロ）

GX の実現に関し、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（GX 推進法案）」、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（GX 脱炭素電源法）」が 2023 年 5 月に成立し、同年 7 月には、GX 推進法に基づいて「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX 推進戦略）を閣議決定しました。

⁸ ネイチャーポジティブについては、令和 5 年版環境白書のテーマであり、ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2023 年 9 月号（Vol.1）（前掲脚注 2）で取り上げておりますので、こちらをご覧ください。

⁹ TNFD 開示については、[CAPITAL MARKETS/SUSTAINABILITY BULLETIN 2023 年 10 月号](#)で取り上げておりますので、こちらをご覧ください。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

また、同年 10 月には、東京証券取引所において、カーボン・クレジット市場¹⁰が開設され、J-クレジットを対象とした売買が開始されました。さらに、同年 12 月、「GX 経済移行債」を活用した「投資促進策」の具体化に向けて、重点分野ごとの GX の方向性や投資促進策等を示した、分野別投資戦略を取りまとめました。2024 年 2 月には、GX 経済移行債の個別銘柄であるクライメート・トランジション利付国債の初回入札が行われました。

地域の脱炭素化に関しては、地域共生型再エネの導入促進に向けて、都道府県の関与強化による地域脱炭素化促進事業制度の拡充を含む「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」¹¹を 2024 年 3 月に閣議決定し、第 213 回国会に提出しました。国は今後も、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画の策定や、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等を行う取組への支援等とともに促進事業に向けた事業者の支援を行い、地域共生型再エネ導入を促進していくとされています。

4. 循環経済（サーキュラーエコノミー）

環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として第五次循環型社会形成推進基本計画¹²を 2024 年夏頃に策定する予定であるとされています。同計画では、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、多種多様な地域の循環システムと地方創生の実現、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進がポイントとされています。

また、「成長志向型の資源自律経済戦略」¹³（2023 年 3 月経済産業省策定）を踏まえた取組も進めるとされています。

IV. 持続可能な地域と暮らしの実現

第 1 部第 3 章では、「持続可能な地域と暮らしの実現」と題し、地域やその住民の暮らしを、環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイングにつなげ得る取組が紹介されています。これは、国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能であることが必要である、という考え方に基づいています。

1. 地域循環共生圏の実践・実装

地域循環共生圏は、地域資源を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を実現するビジネスや事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域を作る

¹⁰ 東証におけるカーボン・クレジット市場については、[CARBON CREDIT BULLETIN 2023 年 6 月号 \(Vol.7\)](#) で取り上げておりますので、こちらもご覧ください。

¹¹ <https://www.env.go.jp/content/000204288.pdf>

¹² https://www.env.go.jp/council/content/i_01/000156111.pdf

¹³ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331010/20230331010-2.pdf>

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

とともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を目指す考え方であり、地域の主体性を基本として、パートナーシップのもと、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカル SDGs ともいわれています。

このような地域循環共生圏の創造のために、環境省は 2019 年度から、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を実施し、地域の支援活動を行っています。さらに、ポータルサイト¹⁴を開設・運用することで、このような活動の周知も図っています。

地域経済の活性化や地域資源の活用に際しては、地域金融機関が重要な役割を果たすとされています。環境省は、2024 年 3 月、地域金融機関の取組を支援する事業を通じて得られた知見や具体的な事例について取りまとめた「ESG 地域金融実践ガイド 3.0」¹⁵を公表しました。同書は、ESG 地域金融の概要と目的を紹介したうえで、ESG 地域金融の 3 つのアプローチを説明し、そのアプローチ別の実践内容を詳細に述べており、地域金融機関が自身の取組を検討・実践する助けになるものであるとされています。特に地域金融に関わりのある事業者の皆様におかれましては、同書をご確認いただき、今後の事業活動のご参考としていただければと思います。

2. ライフスタイルの転換

わが国は、2050 年までにネット・ゼロを達成することを目標としていますが、その目標を達成するためには、消費ベースで温室効果ガス排出量の約 6 割を排出する家計における取組が特に重要となります。そのためには、一人一人の生活者が慣れ親しんだライフスタイルを変える必要があるとされています。

そこで、環境省は 2022 年 10 月、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を開始し、2023 年 7 月に「デコ活」を愛称として決定しました。デコ活の具体的な取組の 1 つとして、環境省は、ウェブサイトの新設¹⁶、自治体・企業・団体等が登録した情報を発信しています。このほか、国民の暮らしを豊かにより良くする「デコ活アクション」という取組の決定や、組織や個人による「デコ活宣言」の呼びかけを行っています。

他にも、環境白書では、衣食住それぞれの観点から、ライフスタイルの見直しのための取組が紹介されています。特に、一般消費者のライフスタイルと関わり合いの強い事業を行う事業者の皆様におかれましては、関連する取組を確認のうえ、自社の事業活動に生かすことをご検討いただければと思います。

¹⁴ <https://chiikijunkan.env.go.jp/>

¹⁵ https://www.env.go.jp/press/press_02984.html

¹⁶ <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

3. 人の命と環境を守る

(1) 熱中症対策

わが国における熱中症による死亡者数は高い水準で推移しており、今後の更なる地球温暖化の進行を踏まえると、熱中症対策は喫緊の課題となっています。

熱中症対策の更なる推進を図るため、2023 年 4 月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号）が第 211 回国会で可決・成立しました¹⁷。その概要は以下のとおりです。

- 熱中症対策行動計画を法定の閣議決定計画に格上げする。
- 熱中症警戒アラートを法定の熱中症警戒情報に格上げたうえで、重大な健康被害が発生するおそれのある場合には、熱中症警戒情報の一段上の熱中症特別警戒情報を発表する¹⁸。
- 冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、「指定暑熱避難施設」（クーリングシェルター）として市町村長が指定できる。同施設は、熱中症特別警戒情報の発表時に住民等に一般開放される。
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を、「熱中症対策普及団体」として市町村長が指定できる。

(2) 化学物質対策

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、「第一種特定化学物質」の製造及び輸入等が原則として禁じられています。従前、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）について第一種特定化学物質として指定されていましたが、2024 年 2 月から、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）についても第一種特定化学物質として指定されることとなりました¹⁹。化学物質に関連する事業を行う皆様におかれては、今後の規制の動向にもご留意いただければと思います²⁰。

4. 令和 6 年能登半島地震への対応

環境白書では、2024 年 1 月 1 日に石川県能登地方で発生した地震への対応も記載されています。被災して稼働を停止した廃棄物処理施設に代わって廃棄物の広域処理を行い、また、損壊家屋の早期解体を進めるため、「公費解体・撤去マニュアル」を策定・公表し、被災自治体に周知しました²¹。そのほか、ペットを飼養する被災者の支援にも行われています。

¹⁷ https://www.env.go.jp/press/press_01231.html

¹⁸ https://www.env.go.jp/press/press_03083.html

¹⁹ <https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231128002/20231128002.html>

²⁰ 近時の国内外における PFAS 規制の動向については、[ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2024 年 6 月号（Vol.7）](#)で取り上げておりますので、こちらもご覧ください。

²¹ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/kouhikaitai.html>

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

V. 東日本大震災・原発事故からの復興と環境再生の取組

第4章では、東日本大震災や原発事故の被災地の環境再生取組の進捗や、復興の新たなステージに向けた未来志向の取組が紹介されています。具体的には以下のとおりです。

- 帰還困難区域の避難指示解除に向け、特定帰還居住区域において除染・家屋等の解体を実施。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等の県外最終処分に向け、減容・再生利用の取組と全国での理解醸成活動を推進。
- 環境再生の取組に加え脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から復興の新たなステージに向けた未来志向の取組を推進。
- ALPS 処理水の海洋放出に関し、客観性・透明性・信頼性を最大限高めた海域モニタリングを行い、結果を国内外へ広く発信。
- 2021年7月から放射線健康影響に係る差別・偏見を払拭する取組「ぐるプロジェクト」を推進。

VI. おわりに

本号では、令和6年版環境白書の概要をご紹介します。環境問題をめぐる近時の動向の全体像を概観しました。特に本年度は、第六次環境基本計画が公表された直後に閣議決定されたこともあり、同計画に関する記述に紙面の多くが割かれておりました。

紙幅の関係もあり、本稿で取り上げた具体的な施策は、あくまで環境白書に記載されている施策の一部に過ぎませんが、今日においては、企業や金融機関等は、環境問題に対する積極的な態度や柔軟な対応力が求められますので、関連する広範な規制や施策について継続的にフォローしていただく必要があると考えられます。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『2024 年環境法連続ウェビナー』
- 視聴期間 2024 年 7 月 31 日（水）まで
- 主催 森・濱田松本法律事務所
- 【お申込みにして】
- 会員制ポータルサイト「MHM マイページ」にてご視聴申込みを受け付けております。
- ※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

No.	テーマ	講師
第 1 回	大気汚染①（基礎編）	島田 真志
第 2 回	大気汚染②（実践編）	川端 健太 島田 真志
第 3 回	水質汚濁①（基礎編）	高津 洸至
第 4 回	水質汚濁②（実践編）	田井中 克之 高津 洸至
第 5 回	土壌汚染①（基礎編）	橘川 文哉
第 6 回	土壌汚染②（実践編）	荒井 正児 橘川 文哉
第 7 回	廃棄物規制①（基礎編）	佐藤 浩由 工藤 恭平
第 8 回	廃棄物規制②（実践編－排出事業者に対する規制等）	佐藤 浩由 工藤 恭平
第 9 回	廃棄物規制③（実践編－処理業者に対する規制、刑事罰等）	佐藤 浩由 工藤 恭平

- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全 9 回シリーズ）：第 2 回「人権×環境 ～気候変動～」』
- 視聴期間 2024 年 7 月 10 日（水）～2024 年 11 月 29 日（金）
- 講師 御代田 有恒、工藤 恭平、田代 潤奈、小久保 剣
- 主催 森・濱田松本法律事務所
- 【お申込みにして】
- 会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
- ※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

- セミナー 『第 5405 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「2024 年 4 月改正再エネ特措法その他関連法令の重点解説～近時の法改正の動向を踏まえて～」』
開催日時 2024 年 7 月 19 日（金）13:30～15:30
講師 鮫島 裕貴、瀬戸 幸之助
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『カーボンニュートラル実現のための環境価値取引の最前線』
開催日時 2024 年 7 月 23 日（火）13:30～16:30
講師 木山 二郎
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『エネルギー関連プロジェクト（発電、蓄電、再エネ、水素等）における株主間契約・出資者間契約の法的留意点』
開催日時 2024 年 7 月 31 日（水）13:30～15:30
講師 岡谷 茂樹、田中 洋比古
主催 株式会社日本ナレッジセンター

- セミナー 『水素・アンモニアを巡る法的な支援制度と法規制～値差支援制度・拠点整備支援制度・長期脱炭素電源オークションを中心に～』
開催日時 2024 年 8 月 5 日（月）14:00～16:00
講師 鮫島 裕貴
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「わが国における環境デュー・ディリジェンスのあり方」
掲載誌 Law & Technology No.104
著者 梅津 英明、塚田 智宏

NEWS

- 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください
当事務所を騙り出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなウェブサイトは一切関係がございません。ウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメールを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるにご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9時00分～17時00分）

E-mail: mhm_info@mhm-global.com